令和8年11月

あき家都営住宅
入居者募集のご案内

新宿区　地元割当

◇募集戸数　1～2人向け　3戸、 家族向け（2人以上） 2戸

◇申込期間

令和8年11月12日(木)～11月25日(水)

◇申込方法　郵送受付　※オンライン申込はありません。

令和８年１１月２６日（木）までの消印があり、１１月２７日（金）までに
新宿区住宅課区立住宅管理センターに到着した申込書を受付けます。
窓口への持込およびファックスによる申込は受付けません。

◇抽 選 日　令和8年12月17日(木) 午前10時　開始

新宿区役所　本庁舎3階　302会議室

・抽選番号のお知らせは、令和８年１２月１０日（木）頃発送予定です。
・抽選結果の通知は、令和８年１２月２４日（木）頃から順次発送予定です。
・当日は会場においでにならなくても差しつかえありません。

申込みについて
★申込みは、一世帯一住宅限りです。
★不自然な世帯分離をした申込みや重複申込みは、すべて無効となります。
★「申込書」及び「封筒の裏面」の申込区分欄に、必ず申込区分をご記入ください。（１７ページ）
★申込区分欄に記入のないもの、誤記入及び数字以外の記入があるものは無効となります。
★申込書の所定の位置に 85 円分の切手を２組（計 170 円分）貼ってください。（抽選番号・抽選結果の通知用です。切手を貼っていない場合や料金が不足している場合は、通知できません。）
★都営住宅に入居する際は、一定の所得制限があります。
所得基準（９～１６ページ）をご確認の上、お申込みください。

目　次

● 申込みから入居まで……４ページ
● 入居資格に関する基準日一覧表……５ページ
● 申込資格……６～８ページ
● 所得基準……９ページ
● 所得基準　確認の手順……１０ページ
● 申込者および同居親族ひとりずつの所得計算……１１～１４ページ
　・特別控除について……１５ページ
　・世帯の所得金額・家族人数……１６ページ
● 申込区分……１７ページ
● 申込書の書き方……１８ページ

申込みにあたっては、①～④の順にしたがい、それぞれの内容をよくお読みください。

① 申込資格をご確認ください。（６～８ページ）

② 世帯の所得が基準内であるか、ご確認ください。（９～１６ページ）

③ 申込区分をお選びください。（１７ページ）※ ２つ以上の区分に申込むことはできません。

④ 申込書をご記入ください。（１８ページ）

申込みから入居まで

申込受付
令和８年 11 月１２日（木）～11 月 26日（木）の消印があり、11 月 27 日（金）までに新宿区住宅課区立住宅管理センターに届いたものを受け付けます。

- **無効通知**：申込区分不明、重複申込みや、必要事項が確認できなかった場合は、無効とします。

抽選番号通知
抽選番号は、令和８年 12 月１０日（木）頃発送予定です。
ただし、有効な申込みで申込書に 85 円分の切手を２組（計 170 円）貼ってある場合のみ通知します。

公開抽選
令和８年 12 月１７日（木）午前 10 時から新宿区役所本庁舎３階 302 会議室で、抽選器を用いて行います。各住宅の当選者と補欠者３名を順番に抽選していきます。

抽選結果通知
申込者で申込書に 85 円切手を２組（計 170 円分）貼ってある方に、令和８年１２月２４日（木）頃から順次に発送予定です。
抽選終了後、新宿区住宅課区立住宅管理センター及びホームページに、抽選結果表を掲示します。電話によるお問い合わせは、ご遠慮ください。

- **補欠**：当選した審査対象者に辞退や資格審査で失格があった場合に、補欠順位第１位から順に繰上審査対象者とします。
- **落選**

審査対象者 資格審査
審査対象者の都営住宅資格の有無について郵送による書類審査をします。なお使用資格は原則として申込時の資格を審査します。審査書類等については、個々に文書でお知らせします。審査結果によっては、失格となる場合があります。

- **失格者**：資格審査で失格した方に、通知します。

●資格審査までは新宿区が行います。
以下は、都からの通知をお待ちください。

あき家住宅のあっせん通知
あき家が発生すると、登録順位にしたがってあっせんを通知します。（入居の約１か月半前発送）
使用料の ２ か月分の保証金を納入していただきます。

↓

入居手続
入居日の約２週間前に行います。

↓

入居
入居許可日から 15 日以内に入居していただきます。

住宅のあっせん

住宅の使用許可日（入居）は令和９年６月頃から令和１０年２月頃までの予定です。ただし、あき家発生状況によっては、令和１０年３月以降になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※ 以前に都営住宅にお住まいであった方で、使用料等に未納分がある方は、資格審査までにお支払いいただきます。

入居資格に関する基準日一覧表

入居資格や所得基準等の説明にある年齢などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2026 年	令和 8 年	11 月 12 日から 11 月 25 日まで
在留実績 1 年以上	2025 年	令和 7 年	11 月 26 日以前から日本に在留している
都内に 3 年以上居住	2023 年	令和 5 年	11 月 26 日以前から東京都に居住している
16 歳以上 23 歳未満	2003 年	平成 15 年	11 月 14 日以降の生まれから
	2010 年	平成 22 年	11 月 26 日以前の生まれまで
18 歳未満	2008 年	平成 20 年	11 月 14 日以降の生まれ
20 歳未満	2006 年	平成 18 年	11 月 14 日以降の生まれ
高校修了期までの子ども（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者）	2008 年	平成 20 年	4 月 2 日以降の生まれ
成年者	2008 年	平成 20 年	11 月 26 日以前の生まれ
57 歳以上	1969 年	昭和 44 年	11 月 26 日以前の生まれ
60 歳以上	1966 年	昭和 41 年	11 月 26 日以前の生まれ
65 歳未満	1961 年	昭和 36 年	11 月 27 日以降の生まれ
65 歳以上	1961 年	昭和 36 年	11 月 26 日以前の生まれ
70 歳以上	1956 年	昭和 31 年	11 月 26 日以前の生まれ

申　込　資　格

申込期間に、世帯人数に応じた1または2および3の申込資格のすべてにあてはまることが必要です。

1　家族向の申込資格

1　申込者が新宿区内に居住していること。

申込者：申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、都営住宅使用許可後の名義人です。

（1）　申込者が新宿区内に居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる 18 歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。

（2）　外国人については、中長期在留者で、（1）のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
ア　「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
イ　ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して 1 年以上あること。

2　同居親族がいること

同居親族：申込者と一緒に都営住宅に入居する親族（パートナーシップ関係にある方を含む）です。
同居：他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

（1）　申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。

（2）　（1）のほか、次の方は申込みができます。
ア　入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
イ　内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。
ウ　パートナーシップ関係の相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ、法律上の配偶者がいないこと。

（3）　現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
ア　（2）に該当する方。
イ　申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること。）。
ウ　同居しようとする親族のみで居住している場合またはほかの親族と同居している場合は当該親族から扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が8ページの高齢者世帯または心身障害者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。
※2親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者
※3親等内の血族・姻族…上記に加え、申込者もしくは配偶者の曽祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者

（4）　外国人の同居親族については、全員が特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、上記（1）～（3）のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

（5）上記（1）～（4）にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

※申込書を郵送した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

2　単身者向の申込資格

1　新宿区内に居住しており、東京都内に継続して３年以上居住していること

（1）　申込期間に新宿区に居住しており、かつ東京都内に継続して３年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。

（2）　外国人については、特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、（1）のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2　配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居：他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合を含む）をいいます。

（1）　配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナー含む。）がいないこと。

（2）　現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記の（3）にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

（3）　同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。

ア　同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

イ　居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準未満であること。

	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	
入居資格基準表	２人	30㎡	５人	57㎡	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	３人	40㎡	６人	66.5㎡	
	４人	50㎡	７人	76㎡	

3　次の資格要件のいずれかにあてはまること

① 60 歳以上であること。
② 身体障害者手帳の交付を受けている１級～4 級の障害者であること。
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級～3 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
④ 知的障害者で③の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で１度～４度）であること。
⑤ 生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
⑥ 海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して５年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること（都内在住が３年未満でも可）。
※海外からの引揚者とは、昭和 20 年（1945 年）８月 15 日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
⑦ ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
⑧ 配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること
ア　配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して５年以内
イ　配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから５年以内

3　すべてに共通する申込資格

1　住宅に困っていること　住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

（1）　申込者及び同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア　著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後２か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ　差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。

（2）　申込者および同居親族に、公的な住宅（UR 賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区分	資格要件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の 20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときに UR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	ひとり親世帯（父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が 20 歳未満の申込者の子であること。
	高齢者世帯	申込者が 60 歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア　配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。） イ　おおむね 60 歳以上の方（申込期間に 57 歳以上の方） ウ　18 歳未満の児童
	心身障害者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア　身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者 イ　重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で１度～3 度） ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・2 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障害者
	多子世帯	同居親族に 18 歳未満の児童が３人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
	住宅が狭い	お住いの住宅の住戸専用面積が７ページの入居資格基準表にあてはまること。
公営住宅等	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです。（１７ページの申込区分の備考欄でお確かめください。）なお、スーパーリフォーム住宅は、居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。またエレベーター欄が「一部有」の地区を申込みした場合は。エレベーターがある棟にあき家がでるまでお待ちいただきますので、あっせんまで時間がかかることがあります。

※木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

2　所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得金額が、９ページの所得基準表の、家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。所得の計算方法等については１０～１６ページでお確かめください。

3　暴力団員でないこと

申込者および同居親族が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

所　得　基　準

世帯の家族人数、所得金額を次の所得基準表にあてはめ、ご確認ください。

●所得基準表

家族人数	所　得　区　分　（円）※	
	一般区分	特別区分
単身者	0～1，896，000	0～2，568，000
2　人	0～2，276，000	0～2，948，000
3　人	0～2，656，000	0～3，328，000
4　人	0～3，036，000	0～3，708，000
5　人	0～3，416，000	0～4，088，000
6　人	0～3，796，000	0～4，468，000

家族人数が７人以上の場合は、１人増えるごとに３８万円を加算してください。

※ 所得区分について

一般区分の額は、下の要件のいずれにもあてはまらない世帯に適用します。
特別区分の額は、下の要件のいずれかにあてはまる世帯に適用します。

１　心身障害者を含む世帯

申込者または同居親族に次のいずれかにあてはまる者がいること。
ア　身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者
イ　重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で１度～３度）
ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
エ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障害者

２　６０歳以上の世帯

申込者が６０歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。
ア　６０歳以上
イ　１８歳未満の児童

３　高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者がいること。

４　原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者または同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること。

５　海外からの引揚者を含む世帯

申込者または同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して５年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。
※ 海外からの引揚者とは、昭和 20 年（1945 年）８月 15 日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。

６　ハンセン病療養所入所等を含む世帯

申込者または同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

●年齢の基準日は、５ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

所得基準　確認の手順

以下の手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、所得基準表の範囲内かお確かめください。

申込者および同居親族ひとりずつの収入の種類を確認し、所得を計算する。（１１ページ）

計算した所得金額を１６ページ１の表①に記入してください。

↓

申込者および同居親族の合計所得が
前ページの所得基準を超える場合

↓

特別控除金額を確認し、合計金額を計算する。…１５ページ
計算した控除金額を１６ページ１の表②に記入してください。

↓

申込者および同居親族の合計所得が
前ページの所得基準の範囲内の場合

↓

これ以上の計算は不要です。

世帯の所得金額を計算する。…１６ページ

計算結果　**世帯の所得金額**　　円

↓

家族人数を計算する。…１６ページ

計算結果　**家族人数**　　人

↓

所得基準表で入居資格にあてはまるか確認する。…９ページ
※所得基準を超える場合は申込みできません。

所得金額計算上の注意

●計算の対象としないもの
次にあてはまる収入については、所得金額を０円とします。
・遺族年金、障害年金
・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
・退職金等の一時的な所得

●2 種類以上の収入がある場合
ひとりで２種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

令和５年 11 月から、審査書類の軽減等、審査の合理化を図るため、原則として「前年の所得」により所得金額を認定します（入居資格審査時には住民税課税証明書により確認します）。ただし、退職等により、「現在の所得」が減少している方については、「現在の所得」により認定を行います（入居資格審査時には退職等の事実や現在の所得を確認できる書類の提出が必要です）。詳しくは 11 ページ上段をご確認ください。

申込者および同居親族ひとりずつの所得計算

都営住宅の入居資格の有無は、原則として「前年の所得」により判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり現在の所得が減少している方については「現在の所得」によることができます。
以下の手順にしたがって、申込者および同居親族ひとりずつ、「前年の所得」と「現在の所得」のどちらによるか、お確かめください。

Q1　昨年１月１日から現在までの間に退職・廃業した仕事がありますか？
※「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により、令和８年１２月末までに退職することが申込期間に確定している場合または病気等で休職のため申込期間現在まで収入がなく、審査日までに退職する見込みがある場合は、退職した仕事が「ある」に進んでください。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明できることが必要です。

ない ↓

ある ↓

Q2　退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？
※退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などにより新たな収入がある場合は、その収入を１２ヶ月分に推定した金額を含めて比較してください。ただし年金のうち遺族年金と障害年金は計算の対象外のため、０円としてください。

	前年			現在	
例１	Ａ社で仕事	⇒	退職	⇒ 再就職Ｂ社	⇒ Ａ社とＢ社の収入を比較する
例２	自営業	⇒	廃業	⇒ 年金受給開始	⇒ 事業所得と年金を比較する
例３	Ｃ社で仕事	⇒	退職	⇒ 無職・無収入	⇒ 現在収入がないため計算は不要です

減少していない ↓

減少している ↓

「前年の所得」を計算する。
・このページから次のページ中ほどまでの計算方法により、所得を計算してください。
・所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
・計算した結果を 16 ページ１の表①に記入してください。

「現在の所得」を計算する。
・次ページ【「現在の所得」を計算する】へすすみ、所得を計算してください。
ただし、現在得ている収入の中に、前年１月１日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。
・所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
・計算した結果を、16 ページ１の表①に記入してください。

「前年の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

１　前年の給与所得を計算する

・昨年１月から 12 月の間に得ていた全ての給与収入が計算の対象です。現在すでに退職している仕事があっても、それも含めて確認してください。
・税法上の所得金額から 100,000 円を控除し「都営住宅の所得金額」を計算してください。

（１）１枚の源泉徴収票に、前年の全ての収入が記載してある場合

㋐給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が税法上の所得金額です。この額から 100,000 円差し引いた額が「都営住宅の所得金額」です。

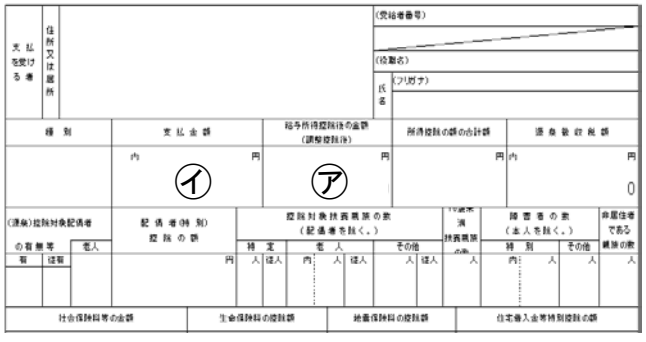
（２）２枚以上の源泉徴収票がある場合

全ての源泉徴収票の㋑支払金額の合計額を 13 ページ２の表の「収入額」にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

（３）源泉徴収票がない場合

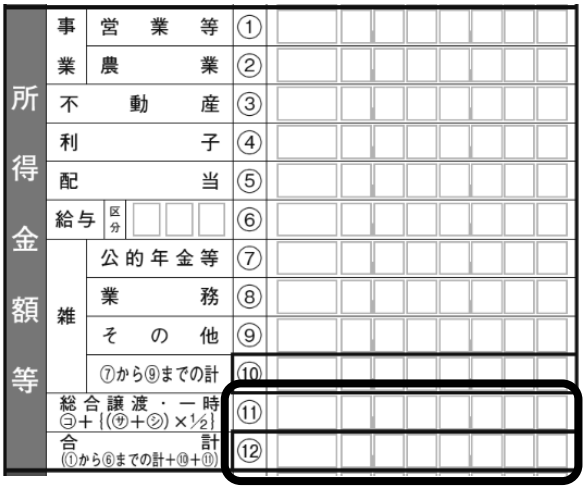
16 ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。

令和７年分　給与所得の源泉徴収票



２　前年の事業等所得を計算する

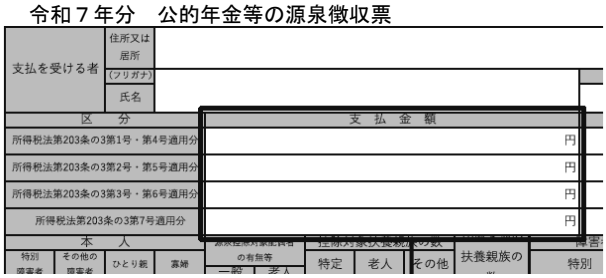
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。
・昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。⑫から⑪を差し引いた額が所得金額です。
・確定申告していない場合は 14 ページの表を利用して昨年１月から 12 月までの所得を計算してください。入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。
※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を 13 ページの給与所得の計算式にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。



３　前年の年金所得を計算する

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。
遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は０円とします。
※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。この額と年齢を 14 ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。


令和７年分　公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者
住所又は居所
(フリガナ)
氏名
区分
支払金額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分 円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分 円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分 円
所得税法第203条の3第7号適用分 円
本人
特別障害者
その他の障害者
ひとり親
寡婦
源泉控除対象配偶者の有無等
老人
控除対象扶養親族の数
特定
老人
その他
扶養親族の数
特別
障害

「現在の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

１　現在の給与所得を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。
13 ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。
なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額を０円とします。

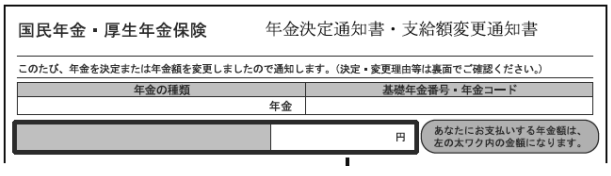
２　現在の事業等所得を計算する

14 ページの表を利用して、12 か月分の所得を計算してください。
すでに廃業した事業については所得金額を0円とします。

３　現在の年金所得を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた（または支給金額に変更があった）厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。
遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は０円とします。
※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金証書や年金決定額通知書、支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を 14 ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。


国民年金・厚生年金保険　年金決定通知書・支給額変更通知書
このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。（決定・変更理由等は裏面でご確認ください。）
年金の種類
基礎年金番号・年金コード
年金
円
あなたにお支払いする年金額は、左の太ワク内の金額になります。

給与収入から給与所得を計算する

1　はじめに、給与収入を計算する

①働いた年月	②給与（諸手当を含む）	③賞与
年　　月		
年　　月		
年　　月		
年　　月		
年　　月		
年　　月		
年　　月		
年　　月		
年　　月		
年　　月		
年　　月		
年　　月		
合計　　か月（A）	円（B）	円（C）

【注】
・給与（諸手当を含む）とは
　基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。
・仕事先が２か所以上ある場合
　それぞれの収入額を計算し、合計してください。

計算上の注意（**「前年の所得」**を計算する場合）

前年１月から12月までの実際の収入を合計してください。
給与計（B）と賞与計（C）の合計が収入額です。

計算上の注意（**「現在の所得」**を計算する場合）

月の途中から仕事を始めた場合、その月は「働いた年月」に含めないでください。

●働いた月数（A）が 12 か月ある場合は、給与計（B）と賞与計（C）の合計が収入額です。

給与計（B）　　円 ＋ 賞与計（C）　　円 ＝ **収入　　円**

●働いた月数（A）が 12 か月ない場合は平均月額を 12 倍して見込みの収入額を計算します。

給与計（B）　　円 ÷ 月数（A）　　か月 × 12 ＋ 賞与計（C）　　円 ＝ **収入　　円**

※ 申込みの時点で、まだ 1 か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を 12 倍して、12 か月分の見込み額を計算してください。

2　次に、上記で計算した収入を「都営住宅の所得金額」に換算する

12 か月分の収入額（円）	税法上の所得金額（円）		都営住宅の所得金額（円）
650,999 まで	0		0
651,000～1,899,999	年間総収入金額－650,000		税法上の所得金額－100,000
1,900,000～3,603,999	次のとおり、12 か月分の収入額を端数整理します。 12 か月分の収入額÷４＝A →Aの 1,000 円未満を切り捨てた額＝B →Bを右の計算式にあてはめてください。	B ×2.8－80,000	税法上の所得金額－100,000
3,604,000～6,599,999		B ×3.2－440,000	
6,600,000～8,499,999	年間総収入金額×0.9－1,100,000		

●「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

計算した「都営住宅の所得金額」を 16 ページ１の表①年間所得金額欄に記入してください。

事業所得を計算する

① 営業した年月	② 収入　－　必要経費　＝　所得金額
年　　月	－　　＝
年　　月	－　　＝
年　　月	－　　＝
年　　月	－　　＝
年　　月	－　　＝
年　　月	－　　＝
年　　月	－　　＝
年　　月	－　　＝
年　　月	－　　＝
年　　月	－　　＝
年　　月	－　　＝
年　　月	－　　＝
合計　　か月（A）	所得金額計　　円（B）

【注】
・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

計算上の注意（**「前年の所得」**を計算する場合）

昨年の１月から12月までの実際の所得金額を計算してください。
収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

計算上の注意（**「現在の所得」**を計算する場合）

●申込みする月の前月からさかのぼって、12 か月分の所得金額を計算してください。

●現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が 12 か月ないときは、所得金額の平均月額を 12 倍して、12 か月分の所得見込み額を計算してください。

所得金額計（B）　　円　÷　月数（A）　　か月　×　１２　＝　**12 か月分の所得金額　　円**

計算した所得金額を 16 ページ１の表①年間所得金額欄に記入してください。

年金収入から年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。
年金を受け取っている方が２人以上いる場合は、ひとりひとり、個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額（円）	税法上の所得金額（円）	都営住宅の所得金額（円）
６５歳以上	1,100,000 まで	0	0
	1,100,001～3,299,999	年金収入額－1,100,000	税法上の所得金額－100,000
	3,300,000～4,099,999	年金収入額×0.75－275,000	
６５歳未満	600,000 まで	0	0
	600,001～1,299,999	年金収入額－600,000	税法上の所得金額－100,000
	1,300,000～4,099,999	年金収入額×0.75－275,000	

● 年齢の基準日は、５ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。
●「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、０円としてください。
● 年金収入額が 4,100,000 円以上の場合は、お問い合わせください。

計算した「都営住宅の所得金額」を 16 ページ１の表①年間所得金額欄に記入してください。

特別控除について

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

1　申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備　考
①老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	④の特別障害者控除を受ける方は、③の障害者控除をあわせて受けることはできません。
②特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
③障害者控除	1人につき27万円	1．愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2．精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3．身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4．戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5．65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
④特別障害者控除	1人につき40万円	1．愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2．精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3．身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4．戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5．精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6．原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けていた方を含む。） 7．常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8．65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

●年齢の基準日は、5ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

2　特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備　考
⑤寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の1および2の両方にあてはまる方 1．年間所得金額が500万円以下の方 2．扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
⑥ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の1および2の両方にあてはまる方 1．年間所得金額が500万円以下の方 2．生計を一にする子を有する方	

・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
・「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
・年間所得金額が500万円を超える方は、「⑤寡婦控除」や「⑥ひとり親控除」を受けることはできません。
・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方、婚約者がいない場合をいいます。
・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が58万円以下であることが必要です。

あてはまる控除金額の合計額を１６ページ１の表②特別控除の欄に記入してください。

世帯の所得金額・家族人数

1　世帯の所得金額を計算する

下の表を利用して、世帯の所得金額を計算してください。

所得がある方の名前	①年間所得金額 マイナスになる場合は０円と記入
	円
	円
	円
	円
年間所得金額合計（A）	円

－

②特別控除	
老人扶養・特定扶養、（特別）障害者控除	
計　　円	
寡婦・ひとり親控除 ※	
計　　円	
特別控除金額合計（B）	

＝

世帯の所得金額
差引所得金額 （A）－（B） 円

（A）
11～14 ページで計算したひとりひとりの所得金額を①年間所得金額欄に記入し、合計してください。ひとりで２種類以上の所得がある場合（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額の合計額を記入してください。

（B）
15 ページで計算した特別控除の合計金額を②特別控除欄に記入し、合計してください。
※寡婦・ひとり親控除額は、あてはまる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額の同額が控除額となります。
（例）所得金額が 10 万円の方の控除額＝10 万円

（A）－（B）
年間所得金額合計（A）から特別控除金額合計（B）を差し引いた金額が「世帯の所得金額」です。

2　家族人数を計算する

①申込者 ［1 人］	＋	②同居親族数 ［　　人］	＋	③遠隔地扶養者数 ［　　人］	＝	家族人数 ［　　人］ 所得基準表の家族人数には、この人数をあてはめます。

①
申込者とは、申込書の申込者欄に記入する方です。この方が使用許可後の名義人です。

②
同居親族とは、申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。
妊娠中の方がいる場合、申込期間に生まれていない子は同居親族に含めることはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

③
遠隔地扶養者とは、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方をいいます。例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、入居資格審査のときに課税証明書で確認できることが必要です。

上記で計算した「世帯の所得金額」と「家族人数」を９ページの所得基準表にあてはめてください。所得基準の範囲内であることが必要です。

申込区分

申込区分	募集戸数	入居人数	住宅名	所在地・交通機関	間取・面積	使用料（円）	建設年度（改善年度）	エレベーター	備考
４０１	１	１～２人	百人町四丁目第２	新宿区百人町 4-7 JR 中央・総武線「大久保駅」下車徒歩 15 分	１DK 33 ㎡	21,100～41,600	平成14年度	有	バリアフリー仕様
４０２	２	１～２人	早稲田	新宿区西早稲田 1-9 東京メトロ東西線「早稲田駅」下車徒歩９分	２DK 34 ㎡	19,200～38,200	昭和44年度	有	
４０３	１	２人以上	百人町四丁目第４	新宿区百人町 4-5 JR 山手線・東京メトロ東西線「高田馬場駅」下車徒歩 10 分	２K 37 ㎡	23,900～47,000	平成16年度	有	バリアフリー仕様
４０４	１	２人以上	百人町四丁目第５	新宿区百人町 4-4 JR 山手線・東京メトロ東西線「高田馬場駅」下車徒歩 10 分	２K 37 ㎡	23,800～46,700	平成17年度	有	バリアフリー仕様

※　申込資格（６～８ページ）をよくご確認のうえ、お申込みください。
申込区分の誤記入は、無効となりますのでご注意ください。

※　都営住宅の使用料は、世帯の所得金額・住宅の立地条件・住宅の広さ・建築年数等に応じて決められています。
記載している使用料は、募集案内を作成した時点での額です。入居時には改定されている場合があります。
使用料の他に、住宅の共用部分にかかる経費（電気・水道・エレベーターの維持管理など）を共益費として徴収します。

※　バリアフリー仕様
おおむね平成３年度以降に建設した浴槽・給湯器付きの住宅で、高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるよう、室内の段差を解消した住宅です。また、ほとんどの住宅の浴室、玄関などに手すり等が設置されています。このバリアフリー仕様住宅には、障害者・高齢者以外の方も申込みできます。

申込書の書き方

● 太線内を記入してください

切手のはってないもの、不足しているものは、抽選番号や抽選結果の通知をしません。抽選番号や抽選結果の電話等による照会はご遠慮願います。

○申込書は、折りたたんで所定の封筒に入れ、必ず切手を貼り郵送にてお申込みください。

抽選結果通知及び抽選番号通知用
切手貼付欄
85円分の切手を2組(計170円分)貼ってください。

令和８年１１月
あき家都営住宅使用申込書（新宿区地元割当）

令和８年　　月　　日

東京都知事・新宿区長あて

私は、東京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係にある方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

不自然な世帯分離や、一世帯で2通以上の申込み（重複申込）はすべて無効となります。

希望する住宅の区分番号を記入してください（17 ページ参照）

申込区分

申込みをする住宅の区分（数字）を１つ記入してください。

申込者（本人）※この方が都営住宅使用許可後の名義人となります。申込み後の変更は、原則できません。

郵便番号	〒 160 － 8484	電話番号	※平日の昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。 090 － 1234 － 5678
現住所	新宿区 歌舞伎町1丁目4番1号　新宿荘305		
フリガナ	シンジュク　イチロウ		※申込者が外国人である場合、ご記入ください。
氏　名	新宿　一郎		在留資格 在留期間　年　月　日から　年　月　日

外国人の方は、本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

勤務先の名称は、パート、アルバイトの方も必ず記入してください。令和８年12月末までに退職が確定しているときは、所得額欄に０円と記入してください。

世帯の構成（都営住宅に入居予定の方全員を記入してください。）

氏名	続柄	生年月日（満年齢）	職業	所得額（円）	勤務先名 事務所名又は学校などの名称
申込者	本人	大（昭）43年1月10日 平・令　（満 58 歳）	自営業	1,200,000	○○ 飲食店
フリガナ シンジュク ハナコ 新宿　花子	妻	大（昭）53年3月5日 平・令　（満 48 歳）	パート	165,000	○○ スーパー
フリガナ シンジュク タロウ 新宿　太郎	子	大・昭 20年4月12日 （平）・令　（満 18 歳）	高校3年生	0	○○ 高校
フリガナ		大・昭　年　月　日 平・令　（満　歳）			
フリガナ		大・昭　年　月　日 平・令　（満　歳）			
合計	人		合計額		所得基準を超える場合は申込みできません。

都営住宅に入居予定の方全員を記入してください。
※ここに記入されている方以外は入居できません。

わかる範囲内で記入してください。当選された方には、審査のときに詳しく確認します。（10～16 ページ参照）

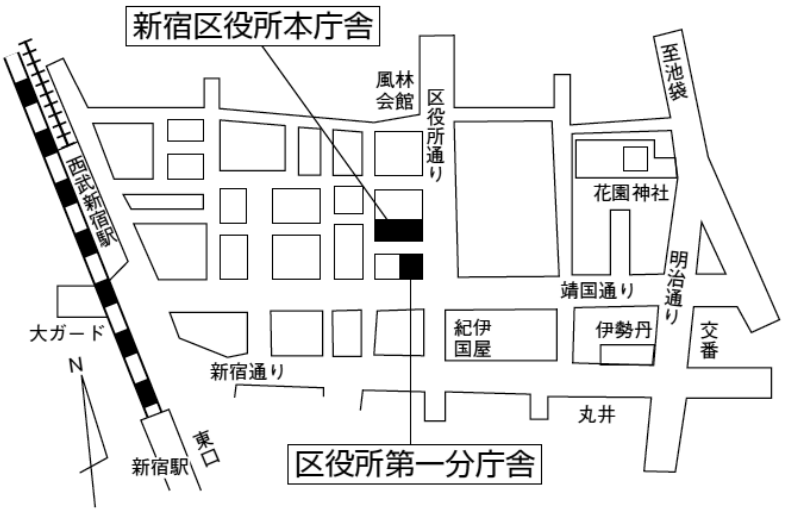
※所得額は空白でも構いませんが、わかる範囲で記入してください。当選された際の審査時に、詳しく確認します。生活保護を受けている方は、０円と記入してください。

事務処理欄
ここは記入しないでください

内縁関係、パートナーシップ関係、婚約者の場合は、その旨をここに記入してください。

職業欄の例
（会社員・パート・アルバイト・自営・年金・休職中・無職・求職中・生活保護など）

案　内　図



問合せ先

新宿区　住宅課
区立住宅管理センター
〒160 - 8484
東京都新宿区歌舞伎町１－４－１
（新宿区役所本庁舎　７階）
電話　　０３（５２７３）３７８７（直通）